

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 1

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
	該当なし											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 2

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によ ることとした 会計法令の根 拠条文及び理 由 （企画競争又 は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
	該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
自衛隊札幌地 方協力本部庁 舎で使用する 電気	分任契約担当 官自衛隊札幌 地方協力本部 長 栗田昌彦 北海道札幌市 中央区北 4 条 西 1 5 丁目 1	7. 4. 1	ゼロワットパ ワー株式会社 千葉県柏市若 柴178番地4	1040001089656	一般競争入札	5, 429, 860	4, 660, 060	85. 82%				単価契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
後納郵便ほか2件	分任契約担当官自衛隊札幌地方協力本部長 栗田昌彦 北海道札幌市中央区北4条西15丁目1	7. 4. 1	日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2丁目3番1号	1010001112577	会計法第29条の3第4項 理由：既存の設備を利用して必要とする役務を提供できる事業者は契約相手方である事業所のみ		3, 539, 000		0				単価契約
技能訓練（OA事務）	分任契約担当官自衛隊札幌地方協力本部長 栗田昌彦 北海道札幌市中央区北4条西15丁目1	7. 4. 16	一般社団法人美唄地域人材開発センター運営協会 北海道美唄市東明一条1丁目2番1号	2430005006757	会計法第29条の3第4項 理由：本契約の履行に当たっては、法令に定められた権利及び技術的知識が必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。（公募）	4, 275, 749	3, 633, 849	84. 99%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。